

東京都柔道整復師会付属診療所（柔整相談室）の 利便性について

◎当会会館3階には、「東京都柔道整復師会付属診療所」が併設されており、当会会員の施術所（接骨院・整骨院）を利用された患者さんに対し、X線検査や医師の診察が必要となった場合に、当会学術顧問の青木孝文医師による診察、検査、診断、指導および治療等が受けられます。

◆昨今、整形外科との併診という理由でレセプトの返戻が多くなっています。提携先の整形外科などから後療法の指示をもらっていたとしても、薬の処方などを理由に対診としての扱いにならない場合が多いようです。

◆当会の「東京都柔道整復師会付属診療所」では、レントゲン検査や医師による診断のみで薬の処方や保険請求をしていませんので、併診によるレセプトの返戻を避けることができます。

その他下記のような対応も致します。

- ・診断書の作成
- ・骨折や脱臼の診断・同意・後療法の指示
- ・労災・交通事故の診断・検査・同意
- ・近隣の希望する病院への紹介（青木先生に御紹介して頂けます）
- ・慢性疾患などの柔道整復師が取り扱うことができない疾患への対応並びに指導

※ご不明な点がございましたら東京都柔道整復師会にお問い合わせください。